

平成14年度 中小企業組合検定試験

問題と解答(11) 組合会計④

全国中小企業団体中央会

〔解答〕

第4問

(1)

B協同組合

費用配賦表

平成13年4月1日から

平成14年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額 円	配賦基準	共同購買事業		共同金融事業		教育情報事業	
			配賦率	金額 円	配賦率	金額 円	配賦率	金額 円
役員報酬	4,800,000	執務時間	70%	3,360,000	10%	480,000	20%	960,000
職員給料手当	14,596,200	同	70	10,217,340	10	1,459,620	20	2,919,240
福利厚生費	614,971	同	70	430,480	10	61,497	20	122,994
職員退職金	810,000	同	70	567,000	10	81,000	20	162,000
退職給与引当金繰入	300,000	同	70	210,000	10	30,000	20	60,000
退職給与引当金戻入	245,000	同	70	171,500	10	24,500	20	49,000
旅費交通費	1,017,020	発生額	65	661,063	25	254,255	10	101,702
通信費	841,253	執務時間	70	588,877	10	84,125	20	168,251
水道光熱費	762,464	使用面積	70	533,725	5	38,123	25	190,616
賃借料	4,503,680	同	70	3,152,576	5	225,184	25	1,125,920
租税公課	540,200	発生額	75	405,150	15	81,030	10	54,020
事務用品費	735,810	執務時間	70	515,067	10	73,581	20	147,162
消耗品費	1,282,420	発生額	80	1,025,936	15	192,363	5	64,121
印刷費	987,640	同	75	740,730	15	148,146	10	98,764
減価償却費	1,261,000	使用面積	70	882,700	5	63,050	25	315,250
合計	32,807,658			23,119,144		3,247,474		6,441,040

(2)

B協同組合

損益計算書

平成13年4月1日から

平成14年3月31日まで

(単位:円)

事業別損益の部 (共同購買事業)			
売上原価			
期首商品棚卸高	2,493,628	組合員売上高	257,860,420
当期商品仕入高	231,597,610		
期末商品棚卸高	2,428,724	一般売上高	968,610
	231,662,514		
配賦事業費用	23,119,144		
共同購買事業利益	4,047,372		
	258,829,030		258,829,030
(共同金融事業)			
転貸支払利息	954,298	受取貸付利息	1,625,814
配賦事業費用	3,247,474		
共同金融事業利益	2,575,958		
	1,625,814		1,625,814
経常損益の部			
教育情報事業費		教育情報事業収入	
機関誌発行費	961,770	教育情報事業賦課金収入	8,000,000
講習会費	240,000	仮受賦課金繰入	120,000
配賦事業費用	6,441,040	教育情報費用繰越金戻入	320,000
	7,642,810		8,200,000
		経済事業利益	
		共同購買事業利益	4,047,372
		共同金融事業利益	2,575,958
			1,471,414
事業外費用		事業外収益	
事業外支払利息	418,095	事業外受取利息	58,049
		事業外受取配当金	25,000
経常利益	1,868,559	雑収入	175,001
			258,050
	9,929,464		9,929,464
特別損益の部			
法人税等充当額	612,000	経常利益	1,868,559
当期利益	1,317,593	固定資産売却益	61,034
	1,929,593		1,929,593

(3)

B 協同組合

剰 余 金 処 分 案

平成13年4月1日から

平成14年3月31日まで

(単位：円)

当期末処分利益

当期利益

1,317,593

前期繰越利益

35,279

1,352,872

剰余金処分類

利益準備金

132,000

特別積立金

263,000

教育情報費用繰越金

66,000

役員退職給与積立金

200,000

出資配当金

300,000

利用分量配当金

257,000

1,218,000

次期繰越利益

134,872

(おわり)

インフォメーション

11月はゆとり創造月間です。

- 東京労働局 -

急速な少子化への対応のため、本年7月に次世代育成支援対策推進法が公布され、年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減は「行動計画」の策定にあたり次世代育成支援法対策として重要なものとされています。

詳しいことは、東京労働局労働時間課(電話 03-3814-5311)までお問い合わせください。